防府市防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続き要綱

平成22年4月30日制定

（適用範囲）

第１条　この要綱は、総務省消防庁の「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」事業により、総務省消防庁から譲与される連動型住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）を、施策の対象となる施設（以下「対象施設」という。）に対し譲与する場合に限り適用する。

（通則）

第２条　前条の譲与に関しては、防府市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年防府市条例第48号。以下「条例」という。）及び別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（譲与）

第３条　防府市消防長（以下「消防長」という。）は、条例第６条第１項第１号の規定に基づき、警報器を譲与するものとする。

（譲与の申請）

第４条　前条の規定により警報器の譲与を受けようとする者は、第１号様式による申請書を提出しなければならない。

２　譲与を受けようとする者は、譲与された警報器を対象施設に設置することについて、第２号様式による当該対象施設の所有者の同意書を提出しなければならない。（対象施設が、譲与を受けようとする者の所有するものでない場合に限る。）

３　消防長は、前２項に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（譲与の承認）

第５条　消防長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該書類を審査し､譲与を承認する場合は第３－１号様式による通知書により、譲与を承認しない場合は第３－２号様式による通知書により、申請者に通知するものとする。

（譲与条件）

第６条　消防長は、前条の規定により警報器の譲与を承認する場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

（１）　警報器の引渡しに際し、次条に規定する受領書を提出すること。

（２）　警報器の引渡しがあった場合は、速やかに警報器を適切に設置するとともに、第８条に規定する設置完了報告書を提出すること。

（３）　警報器の引渡しに要する費用のほか、譲与に伴い必要となる費用及び譲与された警報器の設置費用並びに維持管理費用は、譲受人において負担すること。

（４）　譲与した警報器は、使用目的以外の目的に使用し、譲渡し、又は担保に供しないこと。

（５）　消防長は、譲与した警報器について、随時に実地調査を求めることができること。

（６）　消防長は、譲与した警報器について、随時に所要の報告を求めることができること。

２　消防長は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

（受領書）

第７条　警報器の引渡しに際し、当該警報器の譲受人は、第４号様式による受領書を提出しなければならない。

２　消防長は、前項に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（設置完了報告）

第８条　警報器の譲受人は、前条により警報器の引き渡しがあった場合は、速やかに警報器を適切に設置、維持管理するとともに、消防長に対し、第５号様式による設置完了報告書を提出しなければならない。

２　消防長は、前項に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を

求めることができる。

附　則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

第１号様式

年　　月　　日

（宛先）防府市消防長

申請者

㊞

譲　受　申　請　書

上記のことについて、以下により連動型住宅用火災警報器を譲受いたしたく、「防府市防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続き要綱」第４条第１項の規定に基づき申請いたします。

<table>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">数　　　量</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td colspan="2">使　用　目　的</td><td colspan="2">防府市消防本部が実施する防火安全教育・指導の一環として、譲与された警報器を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に設置し、防火安全対策の向上を図るため。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="8">設置予定施設</td><td>施　設　名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>所有者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>用　　　　途</td><td></td></tr>
<tr><td>延　べ　面　積</td><td></td></tr>
<tr><td>従業員等数</td><td>人</td></tr>
<tr><td>収　容　人　員</td><td>自力避難可能者　　　　人
自力避難困難者　　　　人</td></tr>
<tr><td>就　寝　の　有　無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">譲与を受ける条件</td><td colspan="2">１　警報器の引渡しに際し、受領書を提出します。
２　警報器の引渡しがあった場合は、速やかに警報器を適切に設置、維持管理するとともに、設置完了報告書を提出します。
３　警報器の引渡しに要する費用のほか、譲与に伴い必要となる費用及び譲与された警報器の設置費用並びに維持管理費用を負担します。
４　譲与された警報器は、使用目的以外の目的に使用し、譲渡し、又は担保に供しません。
５　譲与された警報器について、実地調査を求められた場合は、誠意をもって協力します。
６　譲与された警報器について、所要の報告を求められた場合は、速やかに報告を行います。
７　その他、防府市消防長が提示する条件を遵守します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第２号様式

年　　月　　日

様

施設所有者

㊞

設　置　同　意　書

　上記のことについて、以下により、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に連動型住宅用火災警報器を設置することについて同意します。

<table>
<tr><td rowspan="2">施　　設</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">数　　　量</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td colspan="2">設　置　目　的</td><td colspan="2">　防府市消防本部が実施する防火安全教育・指導の一環として、譲与された警報器を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に設置し、防火安全対策の向上を図るため。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">設置予定箇所及び各設置予定箇所別の設置個数</td><td>居室</td><td>個</td></tr>
<tr><td>収納室</td><td>個</td></tr>
<tr><td>倉庫・機械室など</td><td>個</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td colspan="2">　設置予定箇所及び各設置予定箇所別の設置個数は、設置時の条件等により変更する場合がある。</td></tr>
</table>

第３-１号様式

第　　　　　　号
年　　月　　日

様

防府市消防長

譲 与 承 認 通 知 書

年　　月　　日付で申請のあった、連動型住宅用火災警報器の譲受について、「防府市防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続き要綱」第５条の規定に基づき審査した結果、以下のとおり譲与を承認したので通知します。

数　　量	個
譲与の目的	防府市消防本部が実施する防火安全教育・指導の一環として、譲与された警報器を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に設置し、防火安全対策の向上を図るため。
譲与の期日及び場所	譲与の期日：　　　年　　月　　日 譲与の場所：
譲与条件	１　警報器の引渡しに際し、受領書を提出すること。 ２　警報器の引渡しがあった場合は、速やかに警報器を適切に設置、維持管理するとともに、設置完了報告書を提出すること。 ３　警報器の引渡しに要する費用のほか、譲与に伴い必要となる費用及び譲与された警報器の設置費用並びに維持管理費用を負担すること。 ４　譲与された警報器は、使用目的以外の目的に使用し、譲渡し、又は担保に供しないこと。 ５　譲与された警報器について、実地調査を求められた場合は、誠意をもって協力すること。 ６　譲与された警報器について、所要の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。 ７　その他、防府市消防長が提示する条件を遵守すること。

第３-２号様式

第　　　　　　　　　　号

年　　月　　日

様

防府市消防長

譲 与 不 承 認 通 知 書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった、連動型住宅用火災警報器の譲受について、「防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続き要綱」第５条に基づき審査した結果、以下の理由により譲与を承認しないことを決定したので通知します。

【理由】

第４号様式

年　　月　　日

（宛先）防府市消防長

譲受者

㊞

受　　　　領　　　　書

年　　月　　日付譲与承認通知書にて譲与を承認された連動型住宅用火災警報器について、「防府市防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続き要綱」第７条第１項の規定に基づき受領書を提出いたします。

数　　　　量	個
そ　の　他	譲与承認書に付された条件を遵守します。

第５号様式

年　月　日

（宛先）防府市消防長

譲受者

㊞

設 置 完 了 報 告 書

年　月　日付譲与承認通知書にて譲与を承認され、　年　月　日付受領書の提出により引渡しがあった連動型住宅用火災警報器について、以下により設置が完了したので、「防府市防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続き要綱」第８条第１項の規定に基づき設置完了報告書を提出いたします。

１　設置の内容

施　設	名　　称		
	住　　所		
数　　量		個	
設置箇所及び各設置箇所別の設置個数		居室	個
		収納室	個
		倉庫・機械室など	個
取扱説明書等の保管場所			

※「取扱説明書等」とは、簡単取扱マニュアル、取扱説明書、各１部以上をいう。

２　設置状況の確認結果

確認項目	確認内容	確認結果
機器状態	全ての連動型住宅用火災警報器について、「警報停止/テスト」ボタンを短押（２秒未満）し、「ピューヒューヒュー 火事です 火事です」と鳴動すること。また、鳴動中、表示灯が赤色点滅すること。	
連動鳴動	連動型住宅用火災警器を１つ抽出して「警報停止/テスト」ボタンを長押（２秒以上）し、設置した全ての連動型住宅用火災警報器が連動して鳴動すること。	
	「警報停止/テスト」ボタンを押下した連動型住宅用火災警報器については、「ピューヒューヒュー火事です 火事です」と３回鳴動し、鳴動中、表示灯が赤色点滅すること。	
	その他の機器については、「ピューヒューヒュー 他の場所で火事です」と３回鳴動し、鳴動中、表示灯が橙色点滅すること。	
取付状態	設置した各連動型住宅用火災警報器が天井又は壁にしっかり固定されていること。	
	壁に取り付けた連動型住宅用火災警報機は、「警報停止／テスト」ボタンが下側となっていること。	

※　「確認内容」欄の事項が良好に確認できた場合は、「確認結果」欄に「〇」を記入すること。なお、「確認内容」欄の事項が良好に確認できなかった場合は、問い合わせ窓口（セコム株式会社お客様サービスセンター：TEL（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 24 時間受付）：0120-756-575／E-mail：sh119@secom.co.jp）に連絡する等により、適切な設置を行った上で設置完了報告書を提出すること。

３　その他